

氏 名	いし はら しゅん 石 原 俊
学位の種類	博士（文 学）
学位記番号	文 博 第 326 号
学位授与の日付	平成 17 年 7 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
研究科・専攻	文学研究科行動文化学専攻
学位論文題目	移動民・移住民の島々における占領経験と労働・生活世界の変容 ——小笠原諸島をめぐる「近代」経験の歴史社会学的研究——

論文調査委員 (主 査)
教授 松田素二 教授 落合恵美子 教授 杉本淑彦

論 文 内 容 の 要 旨

本論の対象は、現在「日本国」の主権下に置かれている小笠原諸島（一部は沖縄島）にとっての「近代」経験である。「無人島」であった同諸島に初めて入植に成功したのは、1830年にホノルル英国領事の支援でオアフ島から航行した約30名の欧米出身者や太平洋諸島民であり、それ以降、出身地も経歴も雑多な移動民が寄港・上陸・移住・入植してきていた。だが同諸島は、英国・米国・徳川政権等による領有競争を経た後、「日本帝国」が形成されていく過程で、1875年「小笠原島回収」の名の下に占領され始め、「内国」からの移住・入植が開始される一方、それまでに世界各地から移住していた人びとは、小笠原島内務省出張所の説諭と命令によって、1882年までにすべて帰化させられる。すべての住民が移動民・移住民（の子孫）であるという点で、小笠原諸島の「近代」経験は特異であると同時に世界性をもつものである。本論は、「帰化人」と呼ばれるようになる人びとが、主権的な法とわたりあいながらどのように生き延びてきたのかについて、歴史社会学的観点から分析を行うことを目的とする。

本論は8章から構成されており、第1章はプロローグ、第2章が理論編、第3章以下が実証編に相当する。第1章では、1931年に父島を訪れた民俗学者瀬川清子が「カナカ系の人ケテさん」から書き留めたライフヒストリーの検討を通して、労働・生活世界と法や国家との関係という本論の論点が、なぜ小笠原諸島の「近代」経験を考える際に重要なのかを内在的に浮かび上がらせている。

第2章は、まず法社会学的な文脈から理論的考察を行なっている。1875年以前の小笠原諸島では、「法治国家」が主権的・排他的な法の定着に成功したことはなかった。このように「法治国家」の主権が未だ既成事実化していない領域を、本論では相対的外部領域と名付け、M. ヴェーバー、C. シュミット、加藤新平らの議論を参照しながら、「近代法」とは「法治国家」がその主権の名の下に宣言／執行していくあらゆる法と定義する。そして、相対的外部領域に対して「近代法」の宣言／執行が試みられる際に、主権のエージェントたる官吏や兵士らと先住民らが非対称に出会い、一定の社会関係が形成されていく過程を捉えるため、末弘厳太郎による法の接触面の理論と M. L. プラットによる接触領域の概念を援用し、(1)「法治国家」は、接触領域において生じる不測の出来事に臨機応変に対応していく過程で、例外的措置を宣言／執行しながら、暴力を占有する正当性を獲得していく、(2)法域や国境は与件ではなく、こうした過程で事後的に既成事実化される、と論じている。さらに本章では、帝国や占領という問題を歴史社会学的に理論化すべく、山室信一が提起した国民帝国という概念を検討した。国民国家が法的均質化への志向性をもつものに対して、国民帝国は階層化された異法域の接合体と定義される。ただし本論は、両者を二項対立的に捉えるべきではなく、国民国家はそもそもの始めから、接触領域においてさまざまな例外的措置をなし崩し的に定着させていく過程で、異法域を「周辺」に作り始め、複数の法域の接合体である国民帝国として構成されると論じている。

第3章は、小笠原諸島に集まってきた雑多な移動民・移住民が作り上げた労働・生活世界を検討している。19世紀前中期、米国の船乗りことに捕鯨船員は、日本列島・沖縄諸島・小笠原諸島が画する北西太平洋の海域を「ジャパン・グラウンド」

と呼んでいたが、小笠原諸島はこの海域の中心的寄港地となっており、船員たちと移住民たちの交易・性的接触・船上労働からの離脱・船員のリクルートといった諸実践の結節点であった。同諸島の移住民の間ではローカルな法や階級関係が形成され、土地取得や性的身体への備蓄などをめぐって散発的に暴力が生起していたが、1840年代まで主権的な力の貫徹を目指す「法治国家」は現れなかった。本章では、同諸島に集まってきた人びとが、(1)入植者、(2)脱走者・漂流者、(3)掠奪者の3類型に分類されるが、類型間の境界は流動的で曖昧だったこと、かれらの生は、より良い生活条件を求めて機を見て労働現場やローカルな法の間を移動する、流動的な労働過程として捉えられるべきこと、が論じられる。

第4章は、1853～54年に米国の主権のエージェントを自認して沖縄島と小笠原諸島に寄港した、M.ペリー率いる海軍艦隊の衝撃を、人びとの労働・生活世界の次元から考察している。特に、沖縄島に上陸し女性をレイプした水兵が島人たちによって殺害されるという出来事を起点として、島人たちがどのような社会変動に巻き込まれていったのかを分析している。ペリー艦隊の寄港目的は、「自由貿易」の旗印の下、(1)蒸気船が寄港可能な補給基地を確保し、(2)そこでの社会的・経済的諸実践を保証する法を導入することにあった。艦隊の将校らは水兵たちに対して、沖縄島に「文明国」／「法治国」の名による主権的な法を波及させ、通貨（ドル）を介した経済活動に人びとを巻き込んでいくための尖兵としての役割を担わせた。他方島人たちは、琉球王府側の禁止をかい潜って、水兵たちに自らの所有物や労働力あるいは身体そのものを売るといった諸実践を試みていった。本章では、このように非対称な出会いがなし崩し的に拡大する過程は、接触領域において不測の暴力が生起する過程でもあったことが明らかにされる。

第5章は、「文明国」／帝国の形成過程を移動民としてくぐり抜け、「ジャパン・グラウンド」の「近代化」に特異なあり方で関与したジョン万次郎に焦点を当てている。本章は第一に、彼の身体が、米国の前線／接触領域を生き延びる移動民として創られていったことを確認する。1840年代の彼は、漂流民から米国船の見習い捕鯨船員となり、米国東海岸での暮らしを経て、再び捕鯨船員として世界中の海洋を巡り、航海術の専門家・船上の労務管理者にまで地位を高めた後、カリフォルニアの金山の鉱夫となる。本章は第二に、「文明国」創設に関与し、自ら「日本帝国」の前線／接触領域へと向かう、もうひとつの移動民としての万次郎について論じている。1850～60年代の彼は、幕藩体制下の沖縄島に上陸し、薩摩を経て江戸へ召され、その後小笠原諸島に徳川政権の「通辨」さらには捕鯨船長兼官吏として渡り、同諸島の「外国人」を標的として主権的な法を宣言／執行する役割を担った。万次郎の身体は、「近代化」の経験を、暴力を発動する側とされる側の境界領域において体現した存在として、描かれることになる。

第6章は、徳川政権による小笠原諸島への主権的な法の導入が頓挫した後、1870年代に「日本帝国」が占領に成功していくまでの過程を対象としている。まず焦点となるのは、当時同諸島を拠点としたB.ピーズという船乗りである。彼は、「交易」者、人身売買に携わる「海賊」、家畜を移入し牧畜を導入した開発者、他人の土地を騙し取り暴力で服従を要求する独裁者、などひとつの身体において移動民・移住民の多様な実践を体現した男であった。明治政権上層部は、当初同諸島の領有に消極的であったが、ピーズをめぐって生じた抗争を英国やフランスの領事裁判権に訴え出る者が現れる中、政権内で領有の緊急性を主張する言説が強まり、ピーズを「日本士官」に任用し彼を頂点とするローカルな法を乗っ取ることで「日本帝国」による占領を進める構想も立てられた。だがピーズは行方不明となり、彼の殺害を噂された男もまた殺されていく傍らで、明治政権は同諸島に対する排他的な法の導入に成功していく。本章は、「日本帝国」による同諸島の占領が、「外国人」（以下「帰化人」で統一）を固有の標的とする例外的な法の発動により始まったこと、すなわち、(1)「帰化人」は「日本帝国」が宣言／執行する全ての法を遵守するよう誓約させられる一方、(2)「帰化人」と寄港する「外国船」との交易が無関税のまま追認され、(3)公教育の開始時点から「日本語」と「英語」の二言語カリキュラムが制度化されたことを明らかにしている。

第7章は、1880年代から世紀転換期にかけて、「日本帝国」による小笠原諸島の占領が進行していく過程で、「帰化人」として掌握された人びとが、主権的な法とわたりあいながら、従来の社会的・経済的諸実践をどのように組み替えていったかを分析している。上記の例外的な法の下、「帰化人」は寄港する「外国船」との間で越境的な交易活動を展開していた。またオホーツク方面に向かうラッコ・オットセイ猟船に雇用され、捕鯨や狩猟で培ってきた銃手としての技法を活かしつつ、ときに国境をも越えながら漁労活動を展開していた。また上記の二言語教育によって、雑多な移住民の言語接触によって形成されてきた「ボニクレオール英語」も再編を被ったが、その使用はすぐには消滅しなかった。

第8章は第一に、1890～1920年代、「日本帝国」による国境線と法の再編のために、「帰化人」の越境的な交易や漁労の領域が切り縮められ、経済状態が悪化していく過程を検討している。19世紀末「日本帝国」は、「外国人」船員の上陸に伴う暴力や、それに「帰化人」がつらなることを脅威と捉え、小笠原諸島への「外国人」船員の上陸を原則禁止した。また、捕鯨船の活動の終息などにより「外国船」入港数も減少していった。さらに、オットセイの繁殖地を新たに領有した「日本帝国」がその海上捕獲禁止条約に同調したため、「帰化人」は近海に残された漁労に追い込まれていった。本章は第二に、父島の軍事要塞化が進んでいく1930年代からアジア太平洋戦争期までを対象としている。「帰化人」自体が治安維持の攪乱要因とみなされるような法と秩序の再編が進み、「帰化人」の教育や言語使用の領域までもが監視・禁圧の標的となっていく過程が分析される。

論文審査の結果の要旨

本論文は、小笠原諸島の近代経験をグローバルな視座から照射したユニークな歴史社会学的研究である。日本社会が近代国民国家として再編成される過程は、その直截な暴力性や「日本文化」の発明・再表象によって特徴づけられ、これまで多くの歴史社会学的研究の蓄積を生み出してきた。なかでも、国民国家の周縁部から、その再編成過程をとらえる試みは大きな成果をあげてきた。琉球処分や北海道開拓という国策を契機とした、土着社会と国民国家との折衝・接合過程の研究は、日本近代の特質の解明に貢献してきたのである。本論文は、こうした試みの延長上にある。そして本論文が対象とするのは、これまで十分な研究がなされてこなかった小笠原諸島社会である。

小笠原社会は、近代日本において特異な位置を占めている。明治国家が「小笠原回収」の名のもとに、同地を日本国の範域に包摂したとき、住民の多数は日本語を母語とせず、多様な人種・民族的出自をもつ「異人」であった。1830年代以降、北西太平洋、とりわけ日本列島から沖縄、小笠原を含む海域（ジャパングラウンド）における一大産業に発展したのが、捕鯨業であった。アメリカ、イギリスをはじめ多数の捕鯨船がジャパングラウンド海域に出漁し活動するなかで、小笠原諸島は、捕鯨基地として注目・活用されはじめた。そこには、アメリカやイギリスの国籍をもつ船員や捕鯨船からの逃亡者あるいは雑業労働に従事するメラネシア、ミクロネシアの島民が独自の生活世界を築きつつあった。19世紀半ばをすぎると新たな入植者も出現した。彼らは、ボンクレオール英語を媒介にしながら、欧米系の船主、地主を頂点とする階層社会を形成した。

彼らは日本国家への「回収」後、「帰化人」として有徴化されながらも、国家公認のもとで独自の言語を保持していたが、父島の軍事要塞化とともに強制疎開を経験した。19世紀に国民国家が地球規模で成立し同盟・対抗しはじめた時代にあつては、彼らのような存在は特異なものではなかった。しかしながら近代日本国家の成立に関して言えば、こうした複数帰属の住民を抱えて処理した経験は稀であり、その意味からも、こうした多人種・多民族状況に対して、日本国家がどのような眼差しを示し、いかなる対応をしてきたのかを、批判的かつ実証的に検討したことの意義は大きい。

石原氏の研究がもつ社会学的意義は、以下の3点にまとめることができる。

まず第1の意義は、小笠原諸島の近代経験を、たんに近代日本国家の成立だけでなく、19世紀後半に機能した世界システムのなかに位置づけ、グローバルな視点からの解釈を試みていることである。またそれと同時に、具体的な労働過程や生活世界を確定する史料の掘り起こし作業もたんねんに進めている点も特筆に値する。石原氏は、まず当時の島民の生活世界を具体的に明らかにするために、小笠原諸島のすべての住民が海を渡ってきた移動民・移住民（の子孫）であるという事実注意到を払う。「ジャパン・グラウンド」を往来する捕鯨船・商船・軍艦などから降りた雑多な人びとが、同諸島において展開してきた社会的・経済的諸実践を明らかにするために、具体的には、移住民たちと寄港船の乗組員たちの間で展開した、物資や貨幣の取引または掠奪、性的な労働や暴力、寄港船の労働現場からの脱走、寄港船へのリクルート、といった多様な局面がていねいに分析される。また明治国家による「小笠原回収」後、国家のエージェントである官吏・軍人らが、同諸島の雑多な移住民たちを標的として法をどのように発動し、彼らを近代国民国家の内部に取り込もうとしてきたのか、他方で移住民たちが、そうした法とわたりあいながらどのように生活世界を培ってきたのかを洗い直していった。こうした作業を経て、19世紀後半から20世紀初頭に至るまで、「帰化人」の自律的な生活世界が国民国家の境界を越えて展開していたことを、浮き彫りにすることに成功している。

本論の第2の意義は、「生きられた法」に関する理論的な貢献にある。近代法・近代国家の構成に関するこれまでの分析

の大多数は、「国民国家」を前提的単位として成立したものであった。そこでは、「中心」において体系化される法文を起点として、これとの偏差において「周辺」における法形成を分析する、という手順をとってきた。その結果、「近代法」対「慣習法」といった二項対立の罫からもなかなか逃れられなかった。これに対して石原氏は、両者が接触する領域における緊張関係の中で、出先機関の判断によって主権的な法が発動され、これが「中心」の権威を背景にしてなし崩し的に浸透していく一方で、それを受容・服従しつつも生活場面において異なる解釈とそれにもとづく運用が蓄積される事に注目する。こうした生活世界の運用が、事後的に上から再承認される過程を詳細に記述することを通して、国民国家の動態的重層的生成を解明している。

本論の第3の意義は、方法論的な特色と重なる。石原氏は、東京、沖縄、小笠原だけでなくアメリカの行政文書館に収蔵された一次資料を大量に収集・分析することによって、当時の小笠原社会が置かれているグローバルな状況を浮き彫りにしたが、それと同時に、数度の小笠原現地調査のなかで、元「帰化人」の方々をはじめ、多くの戦前からの島民へのインタビューをおこなっており、なかには相当深い生活史の聞き取りに成功している事例もある。こうしたフィールド調査によって、小笠原島民の生活世界の実相を解明しえた点は、社会学的研究としての本論文の価値を高くしている。

以上のように本論文は、小笠原諸島の近代経験を題材にして、近代社会における国家と法の深層に迫ろうと試みた意義深い研究である。しかしながらいくつかの点で不満ものこる。一つは、沖縄や北海道から照射した近代日本国家の形成研究に対して、小笠原からの視点が有する特異性と類同性について、もう少し明快な理論的位置づけが必要であったことだ。また対象とした時期が20世紀初頭までに限定されているために、せっかく収集した語りとの整合性に難があることも惜しまれる。しかしながら、これらの問題点を考慮しても、本論文の優れた意義が損なわれることはない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2005年5月16日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。